●自動車

運転免許取得のための無料講習

〈対　象〉１８歳以上の身体障害者の方で次のいずれにも該当する人
①　ハローワークに求職登録してある方
②　運転免許試験場の運転適性検査に合格した方
③　身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

〈内　容〉所定の教習料が無料となります。入所日は、１月、４月、７月、１０月の月で教習期間は３ヶ月。宿泊施設（有料）もあります。

◆問い合わせ先　　身体障害者運転能力開発訓練センター〈あずまえん〉
月曜日定休日　　TEL 048-481-2711　FAX 048-481-6578
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内２－１－４６
ホームページアドレス　http//www.azumaen.or.jp/

自動車購入資金の貸付(生活福祉資金)

〈内　容〉交通機関を利用することが著しく困難な身体障害者に対し、自動車の購入資金が貸し付けられます。（４級以下でも状況により、貸付可能な場合があります）

◆問い合わせ先　　社会福祉協議会　TEL 042-471-0294

自動車運転の技能習得費の貸付(生活福祉資金)

〈内　容〉生計を営みまたは就職するために必要な自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費が貸し付けられます。

◆問い合わせ先　　社会福祉協議会　TEL 042-471-0294

駐車禁止の対象除外

〈内　容〉障害者が自ら運転する場合または家族などの運転する車に同乗した場合、公安委員会が交付するステッカー（駐車禁止等除外標章）を車の前面左側に提示することで駐車禁止の規制から除外される場合があります。対象、手続き等については、管轄する警察署にお問い合わせください。

◆問い合わせ先　　田無警察署　TEL 042-467-0110

高齢運転者等専用駐車区間制度

〈内　容〉高齢運転者、聴覚や肢体に障害がある人（運転免許証に条件を付された人）等が日常生活においてよく利用する官公庁施設、高齢者福祉施設、身体障害者施設、病院などの施設に十分な駐車場がない場合に、その施設の周辺道路に専用の駐車できる場所を設けて、専用の標章を掲示することによって駐車を可能とする制度です。対象、手続き等については、管轄する警察署にお問い合わせください。

◆問い合わせ先　　田無警察署　TEL 042-467-0110